福 障 第 3406 号

令和３年１月14日

各指定事業所　管理者様

寝屋川市福祉部

障害福祉課長

**新型コロナウイルスへの対応に伴う日中通所系支援事業の取扱い等について**

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

1月7日に1都3県に対して、緊急事態宣言を発出されたところではありますが、今般、大阪府においても、1月14日に緊急事態宣言が発出されました。

これまで、本市における通所系の障害福祉サービスの臨時的な取り扱いについてお示ししてきましたが、今般の緊急事態宣言発出を踏まえ、あらためて、本市の対応をお示ししたいと思います。

つきましては、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和3年1月7日　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡通知）に基づき、必要な対応をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

**〇日中活動通所系サービスにおける臨時的な取り扱いについて**

これまで、生活介護・就労継続等の日中活動サービスにつきましては、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、居宅で生活している利用者に対して、利用者の意向を確認したうえで、居宅への訪問、電話等により、個別支援計画の内容を踏まえた健康管理や相談支援等、できる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定を可能としてきました。

今般の緊急事態宣言発出に際し、あらためて、当面の間、在宅支援を認めることとします。

その際、届出書（様式１）・計画書（様式２）の様式を別途、提出していただきたいと思います。

また、実施月の翌月10日までに、実績記録表と報告書（様式３）の提出をお願いします。なお、代替的支援実施の理由及び内容の記録の作成していた

だいた上、事業所内での保管をお願いします。

**２　添付**

　・臨時的な在宅でのサービス提供についての届出書（様式１）

　　・代替的サービス　提供計画書（様式２）

　　・在宅支援報告書（様式３）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　寝屋川市福祉部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害福祉課　TEL　072－812－2026

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX　072―812―2118